

第2節 島嶼部を含むわが国に対する攻撃への対応

防衛大綱における、防衛力の果たすべき役割のうち、「②島嶼部を含むわが国に対する攻撃への対応」の考え方は、次のとおりである。

島嶼部を含むわが国への攻撃に対しては、必要な部隊を迅速に機動・展開させ、海上優勢¹・航空優勢²を確保しつつ、侵攻部隊の接近・上陸を阻止する。海上優勢・航空優勢の確保が困難な状況になった場合でも、侵攻部隊の脅威圏の外から、その接近・上陸を阻止する。万が一占拠された場合には、あらゆる措置を講じて奪回する。

また、ミサイル、航空機などの経空攻撃に対しては、最適の手段により機動的かつ持続的に対応するとともに、被害を局限し、自衛隊の各種能力及び能力発揮の基盤を維持する。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃に対しては、原子力発電所などの重要施設の防護並びに侵入した部隊の搜索及び撃破を行う。

さらに、こうした攻撃への対応に際しては、宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力を有機的に融合した領域横断作戦を実施し、攻撃を阻止・排

図表Ⅲ-1-2-1 島嶼防衛のイメージ図（一例）



1 海域において相手の海上戦力より優勢であり、相手方から大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態
2 わが航空部隊が敵から大なる妨害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態

除する。

この際、国民の生命、身体及び財産を守る観点か

ら、国民保護のための措置を実施する。

 図表Ⅲ-1-2-1（島嶼防衛のイメージ図（一例））

1 島嶼部に対する攻撃への対応

1 基本的考え方

わが国の地理的特性として、広範囲にわたり多くの島嶼を有するが、そこには守り抜くべき国民の生命、身体、財産、領土・領海・領空及び各種資源が広く存在している。これらに対する攻撃に的確に対応するためには、安全保障環境に即した部隊などの配置とともに、平素から状況に応じた機動・展開を行うことが必要である。また、自衛隊による常時継続的な情報収集、警戒監視などにより、兆候を早期に察知し、海上優勢・航空優勢を確保することが重要である。

事前に兆候を得たならば、侵攻が予想される地域に、敵に先んじて部隊を機動・展開し、侵攻部隊の接近・上陸を阻止する。また、海上優勢、航空優勢の確保が困難な状況になった場合でも、侵攻部隊の脅威圏の外から、その接近・上陸を阻止する。

万が一占拠された場合には、航空機や艦艇による対地射撃により敵を制圧した後、陸自部隊を着上陸させるなど、あらゆる措置を講じて奪回する。

2 防衛省・自衛隊の取組

南西地域の防衛体制強化のため、空自は、2016年1月の第9航空団の新編に加え、2017年7月、南西航空方面隊を新編した。また、2022年4月には、与那国島に航空警戒管制部隊を配備した。陸自は、2016年3月の与那国沿岸監視隊などの新編に加え、2018年3月、本格的な水陸両用作戦機能を備えた水陸機動団を新編した。さらに、2019年3月、奄美大島に警備部隊などを、宮古島には警備部隊を配置した。2020年3月には、宮古島に地対空誘導弾部隊及び地対艦誘導弾部隊を配置した。今後は、2022年度に石垣島にも駐屯地を新設し、警備部隊、地対空誘導弾部隊及び地対艦誘導弾部隊を配置するとともに、2023年度には竹松駐屯地（長崎県大村市）に水陸機動団第3水陸機動連隊を新編する。

また、常続監視態勢の強化などのため、新型護衛艦（FFM）やE-2D早期警戒機の整備などを行っている。空自は、2020年3月に警戒航空隊を警戒航空団として格上げし、新編したほか、2022年度内に

解説

与那国と台湾

与那国駐屯地は、わが国最西端に位置しており、南西地域の防衛上極めて重要な施設です。また、与那国島は台湾との距離も100キロメートルあまりと非常に近く、視界の良い時には与那国島から台湾の陸岸が見えることもあるほどです。与那国島と台湾の間の海域は、中国海軍の艦艇が東シナ海・太平洋間を航行する際の経路の一つとなっており、2021年5月1日、中国海軍ジャンカイⅡ級フリゲート1隻がこの海域を東シナ海に向けて北上したことが確認されました。このように国境の最前線にある同駐屯地には、陸上自衛隊沿岸監視隊が所在しており、わが国の領海・領空の境界に最も近い場所において、付近を航行する艦艇などを

沿岸から監視をし、各種兆候を早期に察知することでわが国の防衛に極めて重要な役割を果たしています。



与那国駐屯地における防衛大臣の訓示

解説

スタンド・オフ防衛能力の強化

各国のレーダーや各種ミサイルの性能が著しく向上していく中、自衛隊員の安全を確保しつつ、わが国への攻撃を効果的に阻止する必要があります。このため、侵攻する相手方の艦艇などに対して、脅威圏外の離れた位置から対処を行えるようスタンド・オフ防衛能力（注）の強化に取り組んでいます。

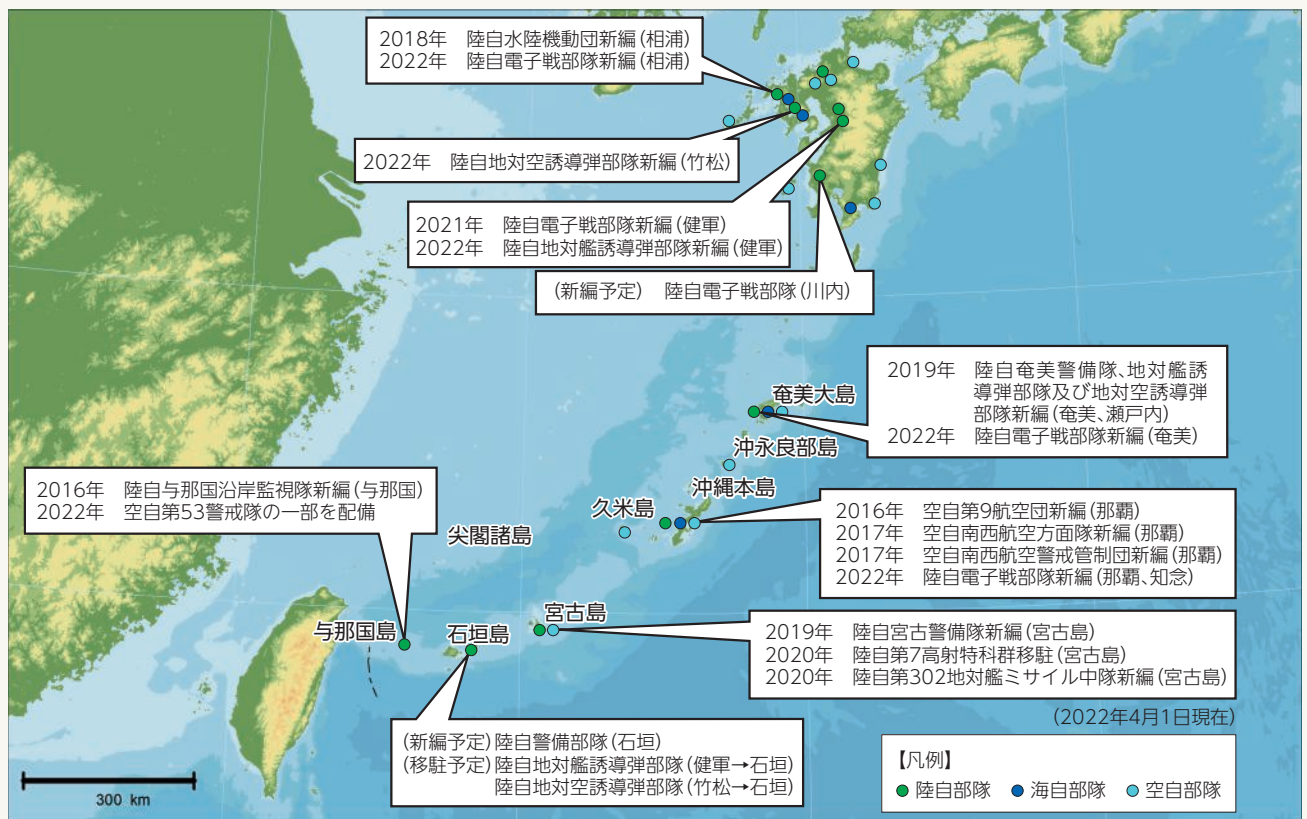
具体的には、F-35A戦闘機に搭載するJSMなどのスタンド・オフ・ミサイルの導入や、島嶼防衛用高速滑空弾などの研究開発に取り組んでいます。さらに、ス

タンド・オフ防衛能力の強化を速やかに進めていくため、2020年12月の閣議決定において、車両や艦艇、航空機といった多様なプラットフォームからの運用を前提とした12式地对艦誘導弾能力向上型の開発を行うことを決定しています。このように、スタンド・オフ・ミサイルの多様な運用が可能となることで、相手方の対応をより困難にでき、わが国への攻撃に対する抑止力を高めることができると考えています。

注）スタンド・オフは、一般的には離れているといった意味。

図表Ⅲ-1-2-2

九州・南西地域における主要部隊新編状況（2016年以降）（概念図）



臨時偵察航空隊を廃止し、偵察航空隊（仮称）を新編することとしている。加えて、空中給油・輸送能力の強化のためKC-46A空中給油・輸送機の整備を行っており、2020年12月に空中給油・輸送機部隊として第405飛行隊を新編した。

さらに、自衛隊員の安全を確保しつつ、わが国への侵攻を試みる艦艇などを効果的に阻止するため、相手方の脅威圏の外から対処可能なスタンド・オ

フ・ミサイルの整備を行うとともに、島嶼防衛に万全を期すため、2018年から島嶼防衛用新対艦誘導弾及び島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術の研究に、2019年から極超音速誘導弾の要素技術の研究に着手している。

また、2020年12月、前述の研究開発に加え、多様なプラットフォームからの運用を前提とした12式地对艦誘導弾能力向上型の開発を行うことを閣議

決定するとともに、令和3(2021)年度予算に地発型の経費を計上し、2021年7月からこの開発に着手した。また、令和4(2022)年度予算には、艦発型及び空発型の開発経費を計上した。

部隊の迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保するため、「おおすみ」型輸送艦の改修、V-22オスプレイ、C-2輸送機、機動師団・旅団への改編及び輸送船舶取得などによる機動・展開能力の向上を図っている。特にV-22オスプレイの運用については、防衛省はその配備先として、佐賀空港が最適の飛行場と判断しており、2018年8月、佐賀県知事から受入れの表明を頂いた。引き続き、佐賀空港配備

について、関係地方公共団体などの協力が得られるよう、取組を推進することとしている³。なお、佐賀空港配備には一定期間を要することを考慮し、2020年3月、V-22オスプレイを運用する輸送航空隊を木更津駐屯地に新編した。また、同年7月、2機のV-22オスプレイが同駐屯地に輸送されたことに伴い、暫定配備を開始した。

このほか、自衛隊は島嶼部への対応能力を向上させるべく、米国をはじめとする関係国との共同訓練を含め、多くの訓練を実施している。

□ 参照 図表Ⅲ-1-2-2 (九州・南西地域における主要部隊新編状況(2016年以降)(概念図))

2 ミサイル攻撃などへの対応

1 わが国の総合ミサイル防空能力

(1) 基本的考え方

わが国は、弾道ミサイル攻撃などへの対応に万全を期すため、2004年から弾道ミサイル防衛(BMD)
Ballistic Missile Defense
システムの整備を開始した。2005年7月には、自衛隊法の改正を行い、同年12月の安全保障会議(当時)及び閣議において、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発に着手することを決定した。これまでに、イージス艦への弾道ミサイル対処能力の付与やペトリオット(PAC-3)⁴の配備など、弾道ミサイル攻撃に対するわが国独自の体制整備を着実に進めている。
Patriot Advanced Capability-3

わが国の弾道ミサイル防衛は、イージス艦による上層での迎撃とペトリオットPAC-3による下層での迎撃を、自動警戒管制システム(JADGE)⁵により
Japan Aerospace Defense Ground Environment
連携させて効果的に行う多層防衛を基本としている。

現在、極超音速滑空兵器(HGV)、多弾頭・機動
Hypersonic Glide Vehicle
弾頭を搭載する弾道ミサイル、高速化・長射程化し

た巡航ミサイル、ステルス化・マルチロール化した航空機など、わが国に向けて飛来する経空脅威は、複雑化・多様化の一途をたどっている。これらの経空脅威に対し、最適な手段による効果的・効率的な対処を行い、被害を局限するためには、ミサイル防衛にかかる各種装備品に加え、従来、各自衛隊で個別に運用してきた防空のための各種装備品も併せ、一体的に運用する体制を確立し、わが国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威についても同時対処できる総合ミサイル防空能力を強化していく必要がある。この際、各自衛隊が保有する迎撃手段について、整備・補給体系も含めて共通化、合理化を図っていくこととしている。

わが国に武力攻撃として弾道ミサイルなどが飛来する場合には、武力攻撃事態における防衛出動により対処する一方、武力攻撃事態が認定されていないときには、弾道ミサイルなどに対する破壊措置により対処することとなる。

弾道ミサイルなどへの対処にあたっては、航空総隊司令官を指揮官とする「BMD統合任務部隊」を

3 佐賀空港の西側に駐機場や格納庫などを整備し、陸自目達原駐屯地から移駐する約50機のヘリコプターと新規に取得する17機のオスプレイとあわせて約70機の航空機を配備することを想定している。

4 ペトリオットPAC-3は、経空脅威に対処するための防空システムの一つであり、主として航空機などを迎撃目標としていた従来型のPAC-2と異なり、主として弾道ミサイルを迎撃目標とするシステム

5 自動警戒管制システムは、全国各地のレーダーが捉えた航空機などの情報を一元的に処理し、対領空侵犯措置や防空戦闘に必要な指示を戦闘機などに提供するほか、弾道ミサイル対処においてペトリオットやレーダーなどを統制し、指揮統制及び通信機能の中核となるシステム

図表Ⅲ-1-2-3 総合ミサイル防空のイメージ図

- ミサイル防衛のみならず、各自衛隊の防空のための各種装備品も併せ、**一体的に運用する体制**を確立
- ネットワークを介して自動警戒管制システム（JADGE*）などと接続し、共通した作戦状況を把握
- JADGEなどを通じた**一元的な指揮統制**（最適な迎撃手段の割当、指示など）により、多数の複合的な経空脅威に同時対処



*JADGEとは、全国各地のレーダーが捉えた航空機などの情報を一元的に処理し、対領空侵犯措置や防空戦闘に必要な指示を戦闘機などに提供するほか、弾道ミサイル対処においてペトリオットやレーダーなどを統制し、指揮統制及び通信機能の中核となるシステム



海自イージス艦による弾道ミサイル迎撃試験の様子

組織し、JADGEなどを通じた一元的な指揮のもと、効果的に対処する。

なお、弾道ミサイルなどによる武力攻撃事態から住民の生命及び身体を保護するため必要な機能を備えた避難施設の整備は、被害を防止するための措置

であるとともに、弾道ミサイル攻撃などに対する抑止にもつながる観点も踏まえ、防衛省として、内閣官房を中心として行われている検討に引き続き積極的に参画することとしている。

□ 参考 図表Ⅲ-1-2-3（総合ミサイル防空のイメージ図）、図表Ⅲ-1-2-4（BMD整備構想・運用構想（イメージ図））、資料14（わが国のBMD整備への取組の変遷）

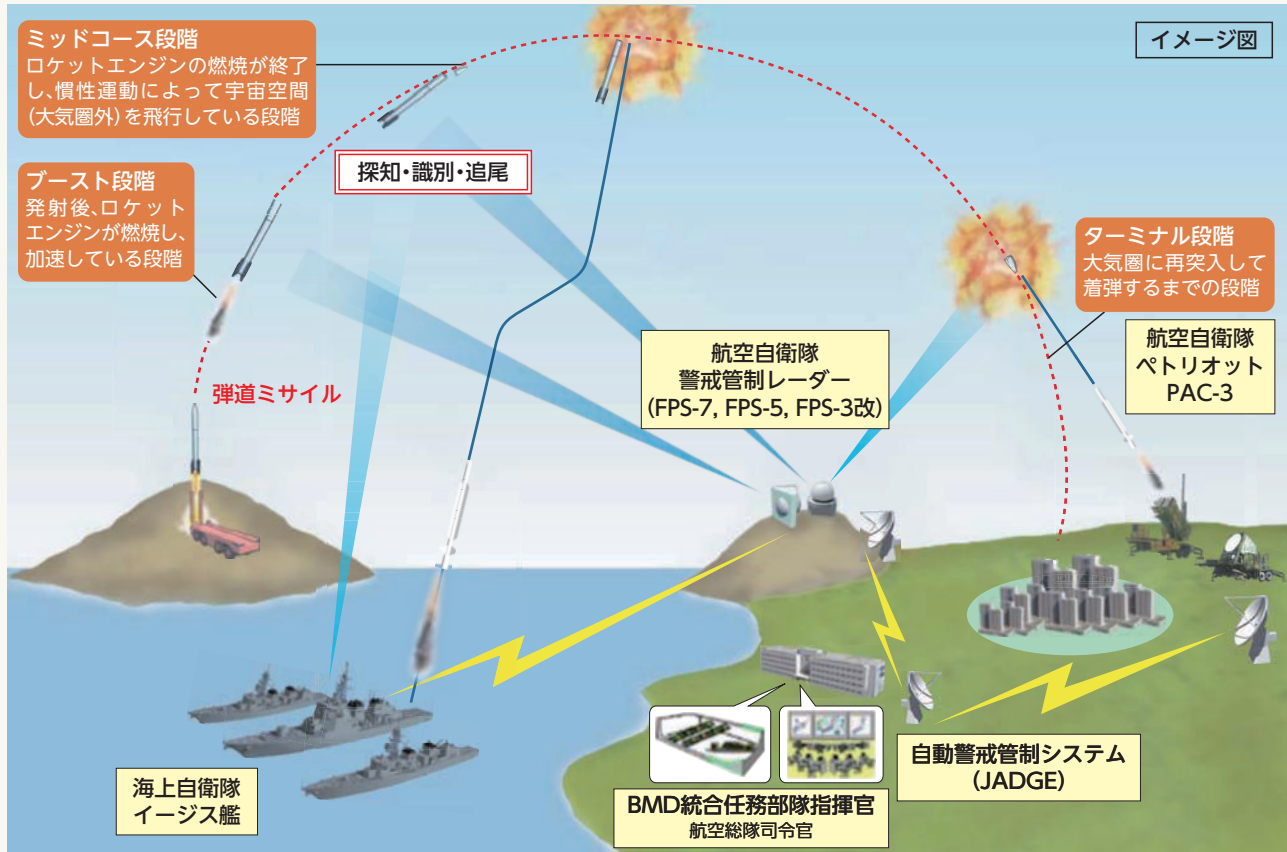
（2）防衛省・自衛隊の対応

北朝鮮は、2016年以降、3回の核実験を強行するとともに、90発を超える弾道ミサイルなどの発射を繰り返すなど、その軍事的行動はわが国の安全に対する、重大かつ差し迫った脅威となっている。

防衛省・自衛隊としては、引き続き、北朝鮮が大量破壊兵器・ミサイルの廃棄に向けて具体的にどのような行動をとるのかをしっかりと見極めていくと

図表Ⅲ-1-2-4

BMD整備構想・運用構想（イメージ図）



もに、米国などと緊密に連携しつつ、必要な情報の収集・分析及び警戒監視などを実施している。

また、BMDシステムを効率的・効果的に運用するためには、在日米軍をはじめとする米国との協力が必要不可欠である。このため、これまでの日米安全保障協議委員会（「2+2」）において、BMD運用情報及び関連情報の常時リアルタイムでの共有をはじめとする関連措置や協力の拡大について決定してきた。

さらに、わが国は従来から、弾道ミサイルの対処にあたり、早期警戒情報（SEW）⁶を米軍から受領するとともに、米軍がわが国に配備しているBMD用移動式レーダー（TPY-2レーダー）やイージス艦などを用いて収集した情報について情報共有を行うなど、緊密に協力している。

（3）BMD体制の強化のための取組

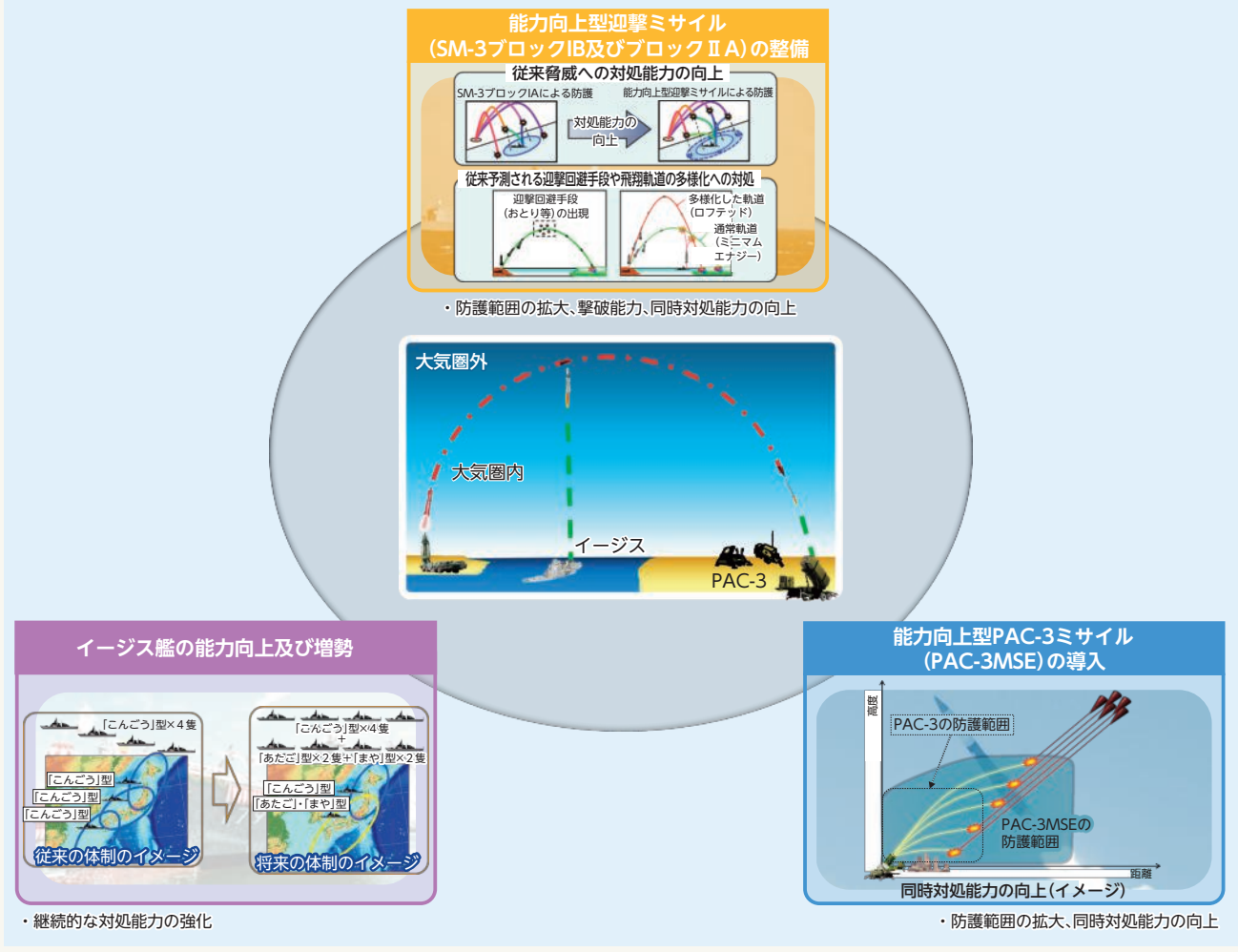
現状においては、わが国全域を防護するためのイージス艦及び拠点防護のため全国各地に分散して配備されているPAC-3を、状況に応じて機動・展開して対応している。こうした対応を前提として、BMD対応型イージス艦の増勢に取り組んできたところであり、2020年度には、BMDに対応可能なイージス艦が従来の6隻から8隻に増加した。

また、より高性能化・多様化する将来の弾道ミサイルの脅威に対処するため、イージス艦に搭載するSM-3ブロックⅠAの後継となるBMD用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックⅡA）を日米共同で開発し、配備に向け事業を推進している。2016年12月の国家安全保障会議（九大臣会合）において、共同生産・配備段階への移行が決定され、2017年度以降、SM-3ブロックⅡAを取得してきている。

このSM-3ブロックⅡAは、これまでのSM-3ブ

⁶ わが国の方向へ発射される弾道ミサイルなどに関する発射地域、発射時刻、落下予想地域、落下予想時刻などのデータを、発射直後、短時間のうちに米軍が解析して自衛隊に伝達する情報（1996年4月から受領開始）

図表Ⅲ-1-2-5 弾道ミサイル対処能力向上のための主な取組



ロック I Aと比較して、迎撃可能高度や防護範囲が拡大するとともに、撃破能力が向上し、さらに同時対処能力についても向上している。

また、「おとり」などの迎撃回避手段を備えた弾道ミサイルや通常の軌道よりも高い軌道（ロフテッド軌道⁷）をとることにより迎撃を回避することを意

図して発射された弾道ミサイルなどに対しても、迎撃能力が向上している。

さらに、2020年12月、厳しさを増すわが国を取り巻く安全保障環境により柔軟かつ効果的に対応していくための、あるべき方策の一環として、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）に



動画：イージス護衛艦「あたご」からのSM-3ブロック1B発射試験
(平成30年9月12日)
URL：<https://youtu.be/abYjRboZnc0>



動画：BMDへの対応(航空自衛隊 広報用映像最新版 UNIT-4 高射)
URL：<https://youtu.be/coZf5SbfC-M>



⁷ ミニマムエナジー軌道（効率的に飛翔し、射程を最も大きくする軌道）より高い軌道をとることにより、最大射程よりも短い射程となるが、落下速度が速くなる軌道

替えて、イージス・システム搭載艦2隻を整備することを閣議決定した。同艦は海自が保持することとし、同艦に付加する機能及び設計上の工夫などを含む詳細については、引き続き検討を実施し、必要な措置を講ずるとしている。

ペトリオットPAC-3についても、能力向上型であるPAC-3MSEの整備を進めており、2019年度末以降順次配備が開始された。PAC-3MSEの導入により、迎撃高度は十数キロから数十キロへと延伸することとなり、従来のPAC-3と比べ、おおむね2倍以上に防護範囲（面積）が拡大する。

さらに、極超音速兵器を含む新たな経空脅威への効果的な対処を図るため、2022年1月の日米「2+2」においては、日米間で、極超音速技術に対抗するための将来の協力を焦点を当てた共同分析を実施することで一致した。

このように、防護体制を強化させるための所要の措置を講じているところであり、引き続き、そのような取組を進めていく。

□ 参照 図表Ⅲ-1-2-5（弾道ミサイル対処能力向上のための主な取組）

2 米国のミサイル防衛と日米BMD技術協力

(1) 米国のミサイル防衛

米国は、弾道ミサイルの飛翔経路上の①ブースト段階、②ミッドコース段階、③ターミナル段階の各段階に適した防衛システムを組み合わせ、相互に補って対応する多層防衛システムを構築している。日米両国は、弾道ミサイル防衛に関して緊密な連携を図ってきており、米国保有のミサイル防衛システムの一部が、わが国に段階的に配備されている⁸。

(2) 日米BMD技術協力など

1999年度から、海上配備型上層システムの日米共同技術研究に着手した結果、当初の技術的課題を解決する見通しを得たことから、2005年12月の安全保障会議（当時）及び閣議において、この成果を技術的基盤として活用し、BMD用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発⁹に着手することを決定した。この共同開発は、防護範囲を拡大し、より高性能化・多様化する将来脅威に対処することを目的として2006年6月から開始された。

2017年2月及び同年6月、日米両国は、米国ハワイ沖においてSM-3ブロックⅡAの海上発射試験を実施するとともに、試験データの解析などを行い、要求性能を満たしていることなどを確認した。

3 ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応

高度に都市化・市街化が進んでいるわが国においては、少数の人員による潜入、攻撃であっても、平和と安全に対する重大な脅威となり得る。こうした事案には、潜入した武装工作員¹⁰などによる不法

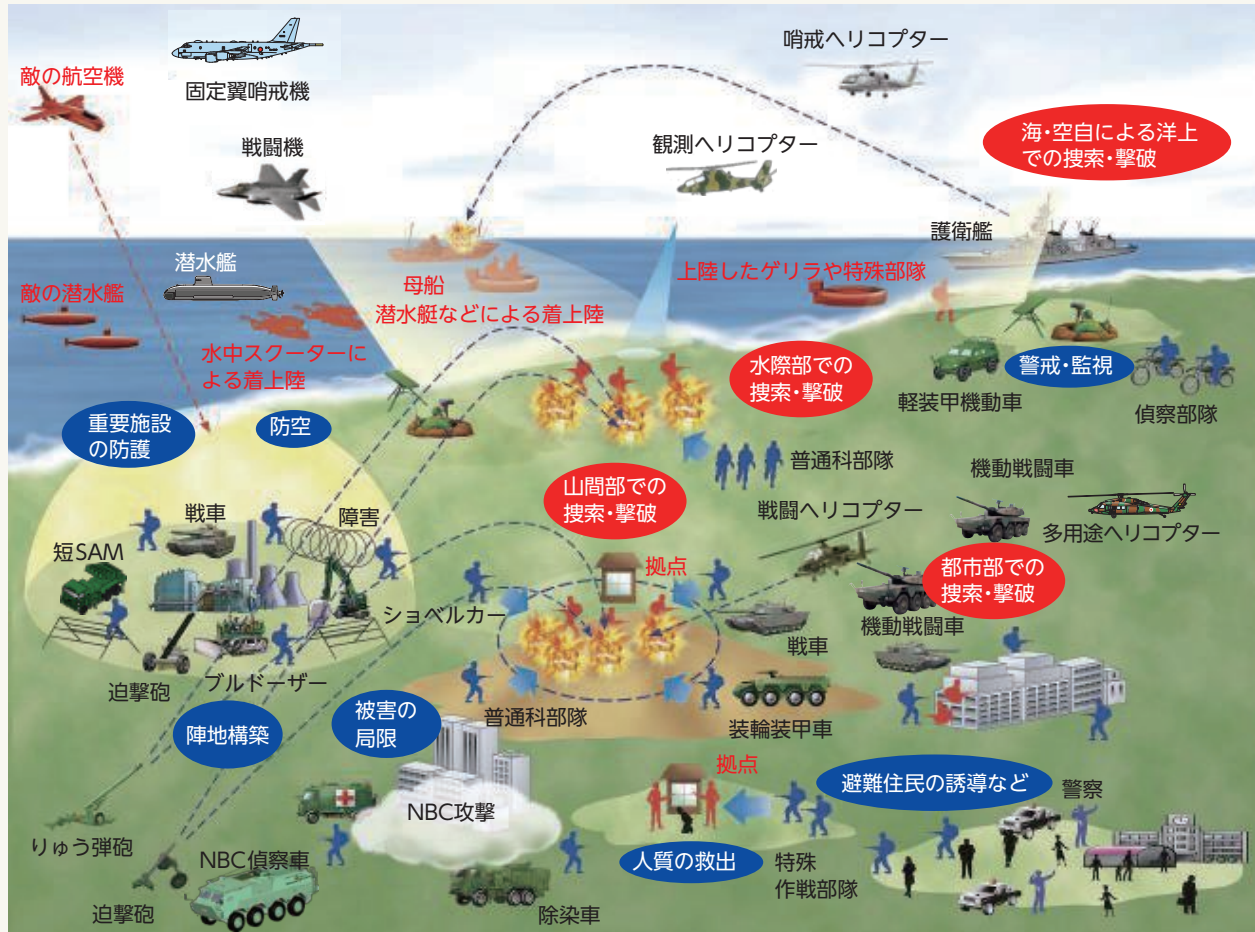
行為や、わが国に対する武力攻撃の一形態であるゲリラや特殊部隊による破壊工作など、様々な態様がある。

8 具体的には、2006年、米軍車力通信所にTPY-2レーダー（いわゆる「Xバンド・レーダー」）が、同年10月には沖縄県にペトリオットPAC-3が、2007年10月には青森県に統合戦術地上ステーション（JTAGS）が配備された。加えて、2014年12月には、米軍経ヶ岬通信所に2基目のTPY-2レーダーが配備された。2018年10月には、第38防空砲兵旅団司令部が相模原に配置された。また、2015年10月、2016年3月及び2018年5月には、米軍BMD能力搭載イージス艦が横須賀海軍施設（神奈川県横須賀市）に配備された。

9 これらの日米共同開発に関しては、わが国から米国に対して、BMDにかかわる武器を輸出する必要性が生じる。これについて、2004年12月の内閣官房長官談話において、BMDシステムに関する案件は、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則などによらないとされた。このような経緯を踏まえ、SM-3ブロックⅡAの第三国移転は、一定の条件のもと、事前同意を付与できるとわが国として判断し、2011年6月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）の共同発表においてその旨を発表した。なお、2014年4月、防衛装備移転三原則（移転三原則）が閣議決定されたが、この決定以前の例外化措置については、引き続き移転三原則のもとで海外移転を認め得るものと整理されている。

10 殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者

図表Ⅲ-1-2-6 ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例



1 基本的考え方

侵入者の実態や生起している事案の状況が不明な段階においては、第一義的には警察機関が対処を実施し、防衛省・自衛隊は情報収集、自衛隊施設の警備強化を実施することとしている。状況が明確化し、一般の警察力で対処が可能な場合、必要に応じ警察官の輸送、各種機材の警察への提供などの支援を行い、一般の警察力で対処が不可能な場合は、治安出動により対処することとしている。さらに、わが国に対する武力攻撃と認められる場合には防衛出動により対処することになる。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処

ゲリラや特殊部隊による攻撃の態様としては、民

間の重要インフラ施設などの破壊や人員に対する襲撃、要人暗殺などがあげられる。

ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処にあたっては、速やかに情報収集態勢を確立し、沿岸部での警戒監視、重要施設の防護並びに侵入したゲリラや特殊部隊の搜索及び撃破を重視して対応することとしている。警戒監視による早期発見や兆候の察知に努め、必要に応じ、原子力発電所などの重要施設の防護のために部隊を配置し、早期に防護態勢を確立することとしている。そのうえで、ゲリラや特殊部隊が領土内に潜入した場合、偵察部隊や航空部隊などにより搜索・発見し、速やかに戦闘部隊を展開させたうえで、これを包囲し、捕獲又は撃破することになる。

□ 参照 図表Ⅲ-1-2-6（ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例）

3 武装工作員などへの対処

(1) 基本的考え方

武装工作員などによる不法行為には、警察機関が第一義的に対処するが、自衛隊は、生じた事案の様相に応じて対応することになる。その際、警察機関との連携が重要であり、治安出動に関しては自衛隊と警察との連携要領についての基本協定¹¹や陸自の師団などと全都道府県警察との間での現地協定などを締結している¹²。

(2) 防衛省・自衛隊の取組

陸自は都道府県警察との間で、全国各地で共同実動訓練を継続して行っており、2012年以降は各地の原子力発電所の敷地においても実施するなど、連携の強化を図っている。さらに、海自と海上保安庁との間でも、継続して不審船対処にかかる共同訓練を実施している。

4 核・生物・化学兵器への対処

近年、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染が生じる核・生物・化学 (NBC) 兵器とその運搬手段及び関連資器材が、テロリストや拡散懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。

1995年3月の東京での地下鉄サリン事件などは、こうした兵器が使用された例である。

(1) 基本的考え方

わが国でNBC兵器が使用され、これが武力攻撃に該当する場合、防衛出動によりその排除や被災者



陸上戦闘訓練にあたる陸自隊員

の救援などを行うことになる。また、武力攻撃に該当しないが一般の警察力で治安を維持することができない場合、治安出動により関係機関と連携して武装勢力などの鎮圧や被災者の救援を行うこととしている。さらに、防衛出動や治安出動に該当しない場合であっても、災害派遣や国民保護等派遣により、陸自の化学科部隊や衛生科部隊などを中心に被害状況に関する情報収集、除染活動、傷病者の搬送、医療活動などを関係機関と連携して行うことになる。

(2) 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、NBC兵器による攻撃への対処能力を向上するため、陸自の中央特殊武器防護隊、対特殊武器衛生隊などを保持しているほか、化学及び衛生科部隊の人的充実を行っている。さらに、特殊な災害に備えて初動対処要員を指定し、速やかに出動できる態勢を維持している。

海自及び空自においても、艦船や基地などにおける防護器材の整備を行っている。

4 侵略事態への備え

防衛大綱は、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、必要な範囲に限り保持することとしている。

わが国に対する武力攻撃があった場合、自衛隊は防衛出動により対処することになる。その際の対応としては、①防空のための作戦、②周辺海域の防衛のための作戦、③陸上の防衛のための作戦、④海上

¹¹ 防衛庁 (当時) と国家公安委員会との間で締結された「治安出動の際における治安の維持に関する協定」(1954年に締結。2000年に全部改正)

¹² 2004年には、治安出動の際における武装工作員等事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成した。

図表Ⅲ-1-2-7 防空のための作戦の一例



(注1) 国土から離れた洋上における早期警戒管制機能有し、地上の警戒管制組織を代替する管制能力を有する航空機
(注2) 敵機の接近に即応できるよう、戦闘機を武装した状態で空中待機させておくこと

交通の安全確保のための作戦などに区分される。なお、これらの作戦の遂行に際し、米軍は「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）にあるとおり、自衛隊が行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を行うことになる。

1 防空のための作戦

周囲を海に囲まれたわが国の地理的な特性や現代戦の様相¹³から、わが国に対する本格的な侵攻が行われる場合には、まず航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、また、こうした航空攻撃は幾度となく反復されると考えられる。防空のための作戦においては、敵の航空攻撃に即応して国土からできる限り遠方の空域で迎え撃ち、敵に航空優勢を獲得させず、国民と国土の被害を防ぐとともに、

敵に大きな損害を与え、敵の航空攻撃の継続を困難にするよう努めることになる。

参照 図表Ⅲ-1-2-7（防空のための作戦の一例）

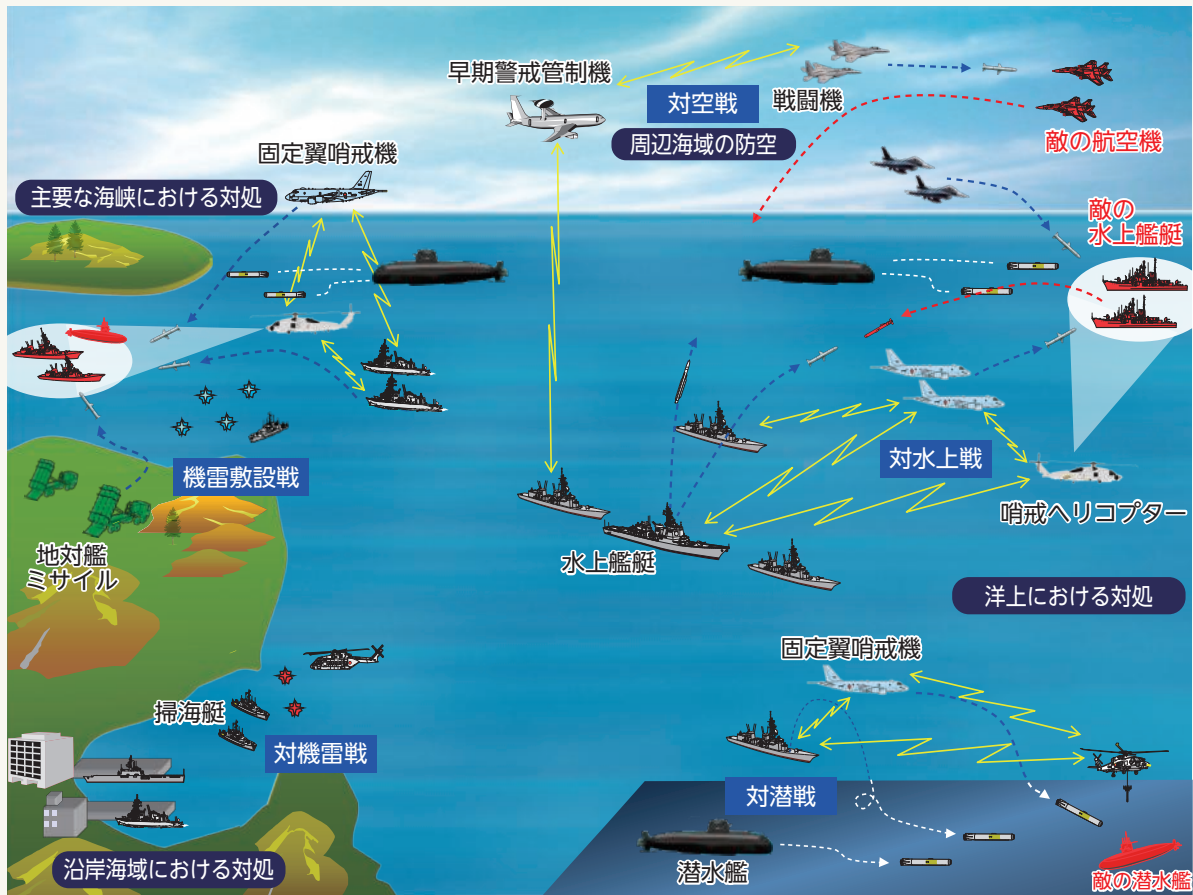
2 周辺海域の防衛のための作戦

島国であるわが国に対する武力攻撃が行われる場合には、航空攻撃に加えて、艦船などによるわが国船舶への攻撃やわが国領土への攻撃などが考えられる。また、大規模な陸上部隊をわが国領土に上陸させるため、輸送艦などの活動も予想される。周辺海域の防衛のための作戦は、洋上における対処、沿岸海域における対処、主要な海峡における対処及び周辺海域の防空からなる。これら各種作戦の成果を積み重ねて敵の侵攻を阻止し、その戦力を撃破又は消耗させることにより、周辺海域を防衛することになる。

¹³ 現代戦においては、航空作戦は戦いの勝敗を左右する重要な要素となっており、陸上・海上作戦に先行又は並行して航空優勢を獲得することが必要である。

図表Ⅲ-1-2-8

周辺海域の防衛のための作戦の一例



☐ 参照 図表Ⅲ-1-2-8 (周辺海域の防衛のための作戦の一例)

3 陸上の防衛のための作戦

わが国を占領するには、侵攻国は海上優勢・航空優勢を得て、海から地上部隊を上陸、空から空挺部隊などを降着陸させることとなる。

侵攻する地上部隊や空挺部隊は、艦船や航空機で移動している間や着上陸前後は、組織的な戦闘力の発揮が困難という弱点があり、この弱点を捉え、できる限り沿岸海域と海岸地域の間や着陸地点において、早期に撃破することが必要である。

☐ 参照 図表Ⅲ-1-2-9 (陸上の防衛のための作戦の一例)

4 海上交通の安全確保のための作戦

わが国は、資源や食料の多くを海外に依存しており、海上交通路はわが国の生存と繁栄の基盤を確保するための生命線である。また、わが国に対する武力攻撃などがあった場合、海上交通路は、継戦能力の維持やわが国防衛のため米軍が来援する際の基盤となる。

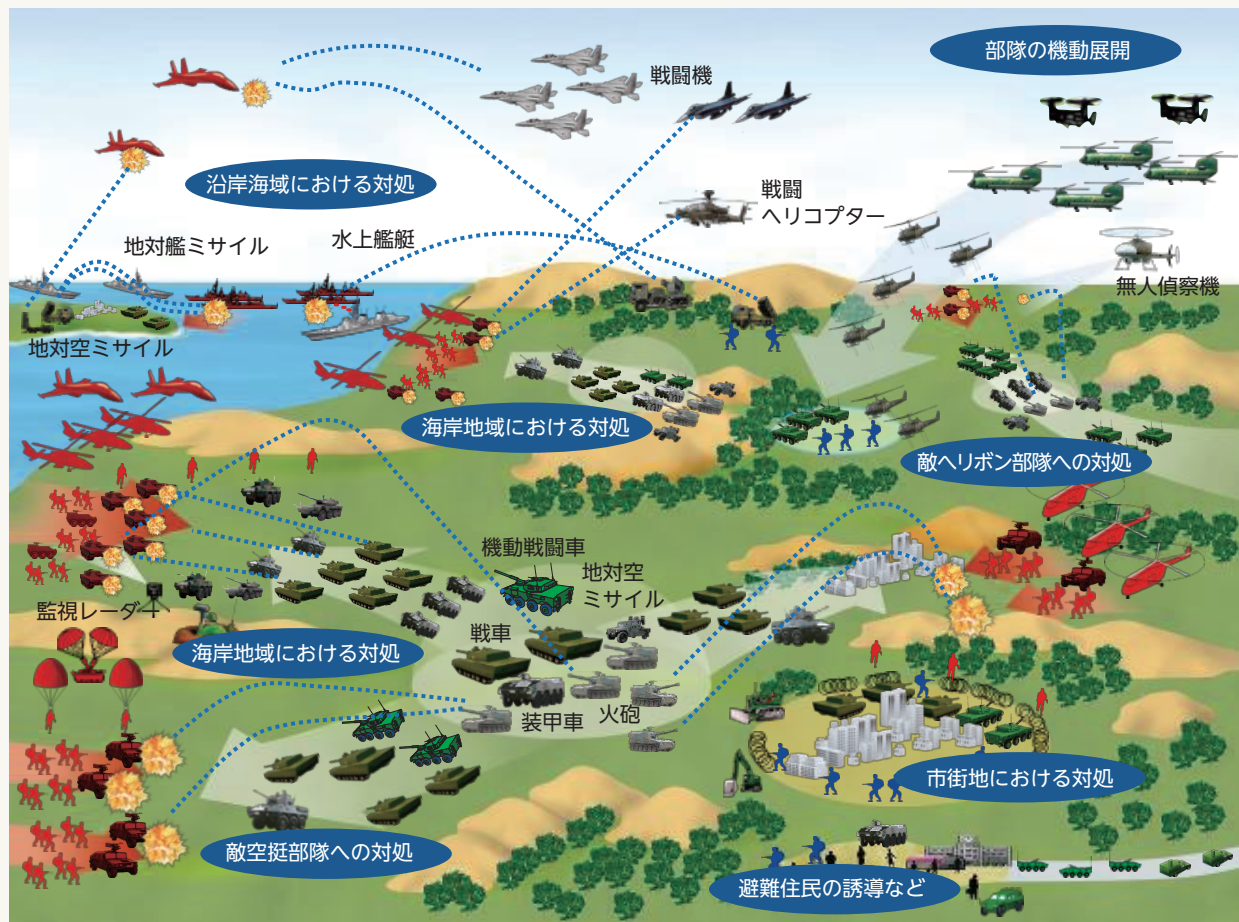
海上交通の安全確保のための作戦では、対水上戦、対潜戦、対空戦、対機雷戦などの各種作戦を組み合わせて、哨戒¹⁴、船舶の護衛及び海峡・港湾の防備を実施するほか、航路帯¹⁵を設定してわが国の船舶などを直接護衛することになる。なお、海上交通路でのわが国の船舶などに対する防空（対空戦）は護衛艦が行い、状況により戦闘機などの支援を受けることになる。

¹⁴ 敵の奇襲を防ぐ、情報を収集するなどの目的をもって、ある特定地域を計画的に見回ること

¹⁵ 船舶を通航させるために設けられる比較的安全な海域。航路帯の海域、幅などは脅威の様相に応じて変化するとされる。

図表Ⅲ-1-2-9

陸上の防衛のための作戦の一例



5 国民保護に関する取組

1 国民の保護に関する基本指針及び防衛省・自衛隊の役割

2005年3月、政府は、国民保護法第32条に基づき、国民の保護に関する基本指針（「基本指針」）を策定した。この基本指針においては、武力攻撃事態の想定を、①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の4つの類型に整理し、その類型に応じた国民保護措置の実施にあたっての留意事項を定めている。

防衛省・自衛隊は、国民保護法及び基本指針に基づき、防衛省・防衛装備庁国民保護計画を策定している。この中で自衛隊は、武力攻撃事態においては、主たる任務である武力攻撃の排除を全力で実施するとともに、国民保護措置については、これに支障の

ない範囲で住民の避難・救難の支援や武力攻撃災害への対処を可能な限り実施することとしている。

2 国民保護措置を円滑に行うための防衛省・自衛隊の取組

(1) 国民保護訓練

国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためには、関係省庁や地方公共団体などとの連携要領について、平素から訓練を実施しておくことが重要であり、防衛省・自衛隊は、関係省庁の協力のもと、地方公共団体などの参加も得て訓練を主催しているほか、関係省庁や地方公共団体が実施する国民保護訓練に積極的に参加・協力している。

参考 資料15（国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練への防衛省・自衛隊の参加状況（令和3（2021）年度））

（2）地方公共団体などとの平素からの連携

防衛省・自衛隊では、陸自方面総監部や自衛隊地方協力本部などに連絡調整を担当する部署を設置し、地方公共団体などと平素から緊密な連携を確保

している。

また、国民保護措置に関する施策を総合的に推進するため、都道府県や市町村に国民保護協議会が設置されており、各自衛隊に所属する者や地方防衛局に所属する職員が委員に任命されている。

さらに、地方公共団体は、退職自衛官を危機管理監などとして採用し、防衛省・自衛隊との連携や対処計画・訓練の企画・実施などに活用している。